

法人税改革—課税ベースの拡大と税率引き下げの意味するところ



中央大学法科大学院 教授 森信 茂樹

はしがき 本稿は、平成26年4月11日開催の会員懇談会における、中央大学法科大学院教授 森信 茂樹氏の『法人税改革—課税ベースの拡大と税率引き下げの意味するところ』と題する講演内容をとりまとめたものである。

はじめに

私は1年ほど前、ここで「法人税改革と地方税改革」と題して講演をしました。法人税収は、国と地方を合わせると18兆円弱あります。国税が10兆円で、年によって変わりますが、地方税が7～8兆円ぐらいあります。国税の10兆円のうちの34%は交付税で地方に行きますから、法人税収18兆円のうちの6割が地方で使われているのです。また、法人税率35.6%のうちわけは、国が23.7%，地方が11.9%ですから、法人税改革の問題は、本当は地方税改革の話だ、地方はその認識をもって議論する必要があると申し上げたのです。

それから1年たって、本格的に法人税の話が始まっていますが、そのような議論には今のところ行ていません。今日はそのところも踏まえて、いろいろな話をしたいと思います。

法人税の話で難しいのは、どうあるべきかという話と、どうなっていくのかという2つの話があることです。企業の方のご関心は、どうあ

るべきかよりも、どうなるかにあるのではないかと思います。私も研究者の端くれとして、どうあるべきかをずっと言ってきていますが、本日はどうなるのだろうかという点も含めお話ししたいと思います。

諮問会議でも政府税調でも、議論が始まっています。6月に骨太の方針でどのような記述がなされるのか、年末にどのような形でまとまるのか、今の段階では、恐らく安倍総理にもわからない、つまり決まっていないということです。しかしいろいろな議論を聞いていると、一定の方向は見えてくるのではないかと思います。

もうひとつ、私は、法人税の問題を議論する場合、税率の引き下げと並んで、BEPS（税源浸食と利益移転）への対応が重要であると考えています。更に、規制改革や成長戦略を合わせて議論していくことが重要ではないかと思います。なぜなら、租税特別措置の整理という場合、国家の産業政策の話と絡んできますが、どのような政策の必要性がどの程度あるのか検証する必要があります。またそもそも成長戦略としての租税政策というのも考えるべきだと思います。そこで、本日は、税制面における成長戦略として、日本版IRAと、日本版LLCのパススルー税制という提言についても一言お話ししたいと思っています。

1. 平成26年度税制改正大綱

法人税議論のスタートは、平成26年度の税制改正大綱です。最高意思決定機関である党税調の記述が議論のスタートです。去年の末に何が決まったのか。

まず「法人実効税率を引き下げる環境をつくり上げることが、重要な課題である」と書いてあります。「その場合税制の中立性や財政の健全化を勘案し、ヨーロッパ諸国でも行われたように、政策減税の大幅な見直しなどによる課税ベースの拡大や、他税目での增收策による財源確保を図る必要がある」という条件が付いています。こういった点を踏まえつつ、法人実効税率の在り方について引き続き検討を進めるというのが、去年の12月の段階での、自民党の正式な税の決定機関の最後の締めだったということです。

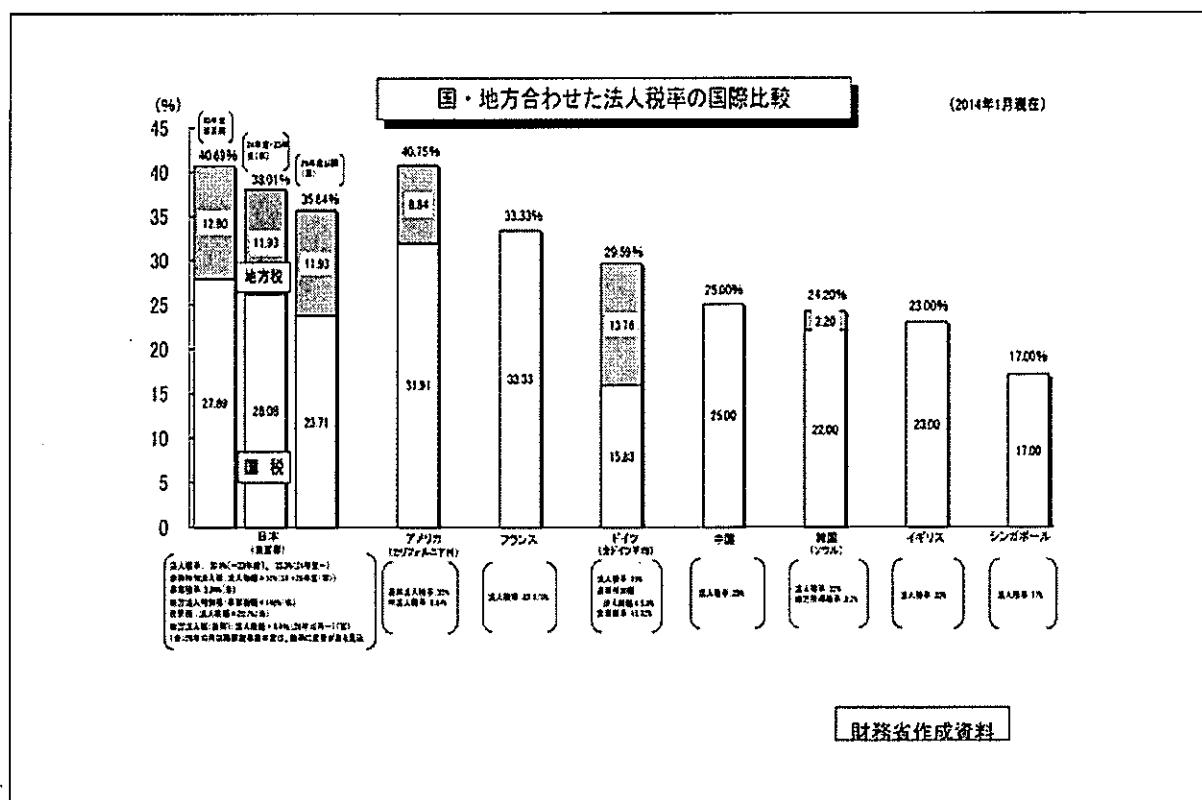
では、ヨーロッパ諸国でも行われたような課税ベースの拡大とはどんなものなのか、他税目での增收策が意味するところはどこなのか。その後の議論で出てきていることを紹介したいと思います。

2. 国・地方を合わせた法人税率の国際比較と法人実効税率の比較

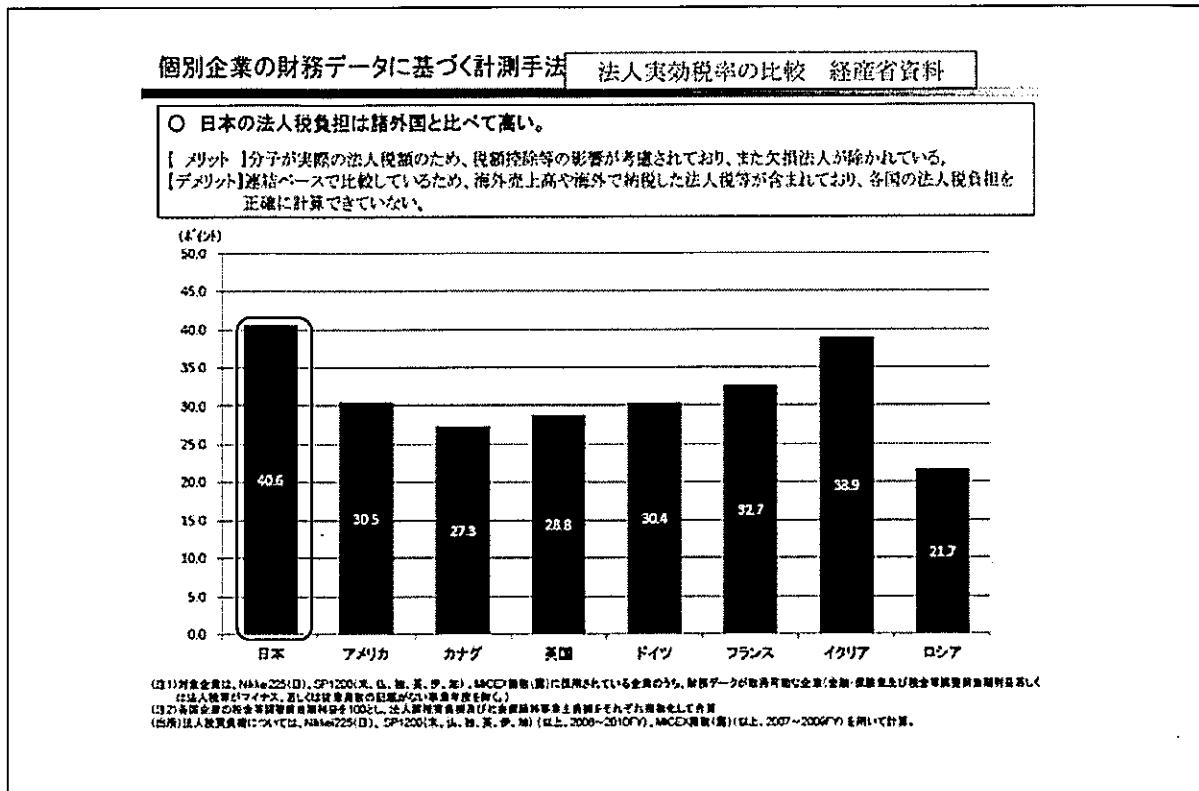
図表1は、よく出る図表です。1つ重要な点を言いますと、今まで財務省は、「法人実効税率」と書いていました。しかしこの数字は、単に法人税と地方法人2税の表面税率を、地方税の損金算入部分を調整したもので、表面税率ではないかという議論があったことから、今年から「法人税率」と書いています。

次に、どの程度の法人税率の引き下げを目指すのかという時、この表を見て、欧州諸国並みであれば5%程度、アジア諸国並みであれば

図表1



図表2



10%ということが読み取れるわけです。日本の競争相手はアジア、企業がアジアに進出し投資するのでわが国の空洞化が進むので、目指すはヨーロッパではなくアジアの税率となれば、10%という数字になるわけです。

一方、1%が5,000億円ですから、10%引下げるには5兆円の財源が必要になります。これは消費税率2%分ですから、一気にやるのはなかなか難しい。2回に分けてやるのか、3回に分けてやるのか、どのくらいの期間でやるのかが、年末にかけて議論になっていくと思います。

もう一つ、わが国の法人税率を高くしている要因は地方税の部分がすごく大きいということです。国の法人税収の34%が交付税で行くので、実際税収の6割を使っているのが地方自治体です。そういう意味で、繰り返しになりますが、法人税改革は地方税改革であるという認識を地

方が持たなければ改革はできません。国税だけで税率を10%下げるのは、事実上不可能です。

なお、法人が税引き前利益のうちどの程度の法人税負担をしているのかという法人実効税率の比較をしたのが図表2です。これを見ると、表面税率はアメリカの方が高いにもかかわらず、実効税率は日本が世界で一番高いということがわかります。アメリカの企業と逆転している原因は、彼らがタックスプランニングを行なうためです。この問題は、OECDのBEPSの議論の中で、Double Irish with Dutch Sandwichなど巧妙なタックスプランニングが取り上げられています。日本の企業はレビューションを気にして、アグレッシブなプランニングはほとんどやっていない、そのことが、表面税率をもっと下げろというプレッシャーになってきているということです。いずれにしても、BEPSへの対応の重要性を物語っています。

3. 法人課税の改革に当たっての論点の整理

法人税改革は何のために行うのか、グローバルな税率引き下げ競争が行われ、わが国もいや応なしに巻き込まれている状況の中で、わが国の税率が高いことが、さらなる日本企業の海外への転出の要因になっている、これが地方を含めた経済を疲弊させる原因となっているので食い止める必要がある、というのが私の考え方です。空洞化を防ぐ、或いは立地の競争力を高め、うまくいけば、海外から来てもらうためです。

他方でここまで税制の流れは、消費税を5%から8%に、8%から10%へと引き上げてきてています。社会保障の財源の確保と言っていますが、基本的には財政再建です。15年度にプライマリーの赤字を半分にし、さらに20年度で黒字にするのが国際公約になっていますので、それを目指す必要がある。

ということは、財政再建と経済活性化のための法人税の引き下げが矛盾しない形で、両立するよう行われなければなりません。そこで、課税ベースを拡大して財源を出して、税収中立で税率を下げるという議論とならざるを得ないわけです。ということで、課税ベースの拡大、税収中立が今キーワードになっているわけです。

政府税調の議論では、「課税ベースを広げて税率を下げる」という考え方については大きな異論はないようですが、課税ベース拡大の各論については、ばらばらです。単年度にこだわる考え方、成長戦略で税収が増えていくことまで踏まえた税収中立でいくべきという考え方、法人税だけではなく所得税も固定資産税も含めてやるべきという考え方、法人課税の中だけでやるべきという考え方など多様です。

4. 法人税の課税ベース

冒頭の党税調の大綱に書いてあったことは、

「ヨーロッパでも行われたような政策減税の大幅な見直し」と、「他税目での增收策」の2つです。政策減税の大幅な見直しとしてヨーロッパで行われたことは、ドイツ、イギリスなどの減価償却の手直しです。それから欠損金繰越控除の制限や配当益金不算入制度の見直し、租税特別措置の縮減もこのカテゴリーに入れられています。これらが具体的な項目として、図表3にあるように、政府税調でも議論されています。租特はゼロベースで見直し、という議論が行われています。

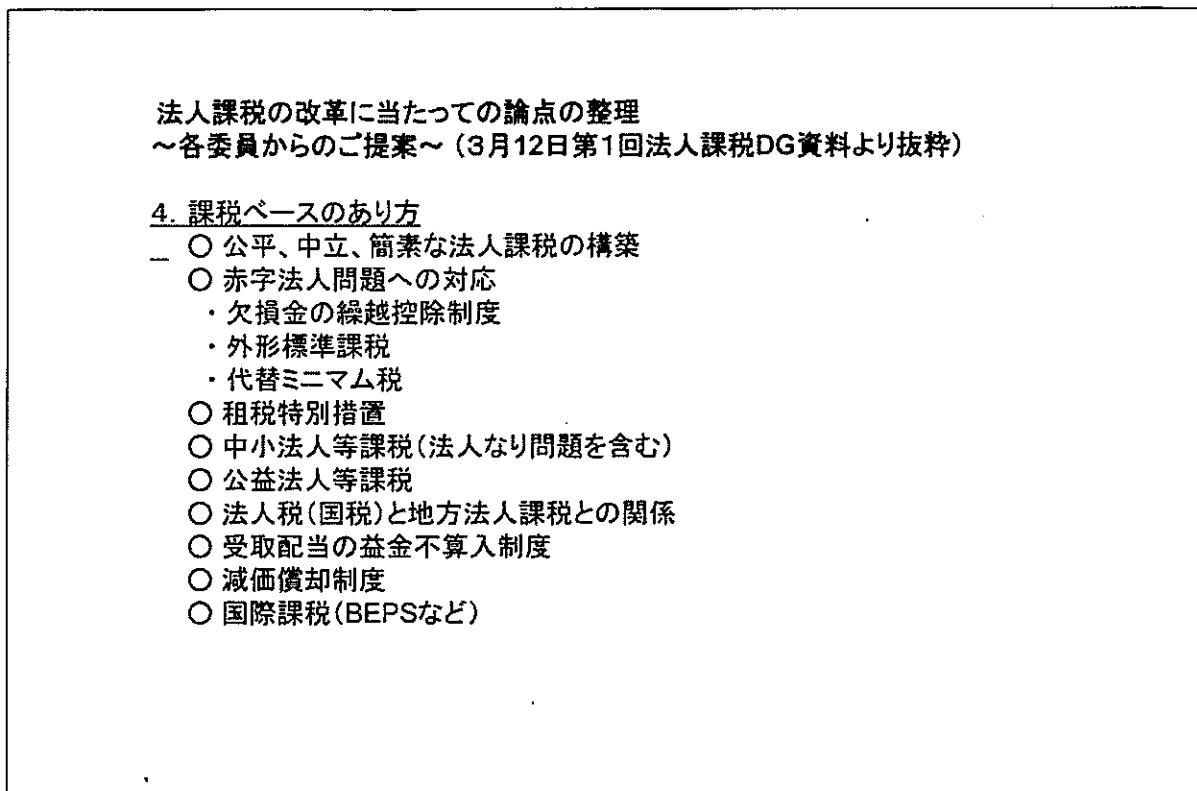
「他税目での增收策」については、政府税調でも今のところ具体的な議論は出ていません。地方税では、固定資産税が議論となるでしょう。国税で他税目といっても、消費税は2015年10月で10%は決まっているので、そこまで動けません。あとは所得税ですが、これはご承知のように、給与所得控除の上限を2回に分けて縮小するとか最高税率を引き上げることはすでに決まっています。赤字法人対策として1人オーナーへの課税は役員の給与所得控除の縮小という方法で行うべきですが、大きな財源は出ないと私はいます。財源が出るのは、配当所得と譲渡益への課税強化です。しかし、利子所得が20%のままで配当と譲渡所得を25%とかに引き上げると、金融所得一体課税が進まないので、簡単ではありません。株式市場へのインパクトも考える必要があります。

私が強く言いたいのは、地方税です。そもそも地方税として法人所得税はふさわしいのか、あるいは外形評準課税と消費税の関係とどう考えるかといった根本的な議論を行なうべきです。これまで総務省は地方税を論理的に検討することに強く抵抗してきましたが、そうは言っておられない時期が来ていると思います。

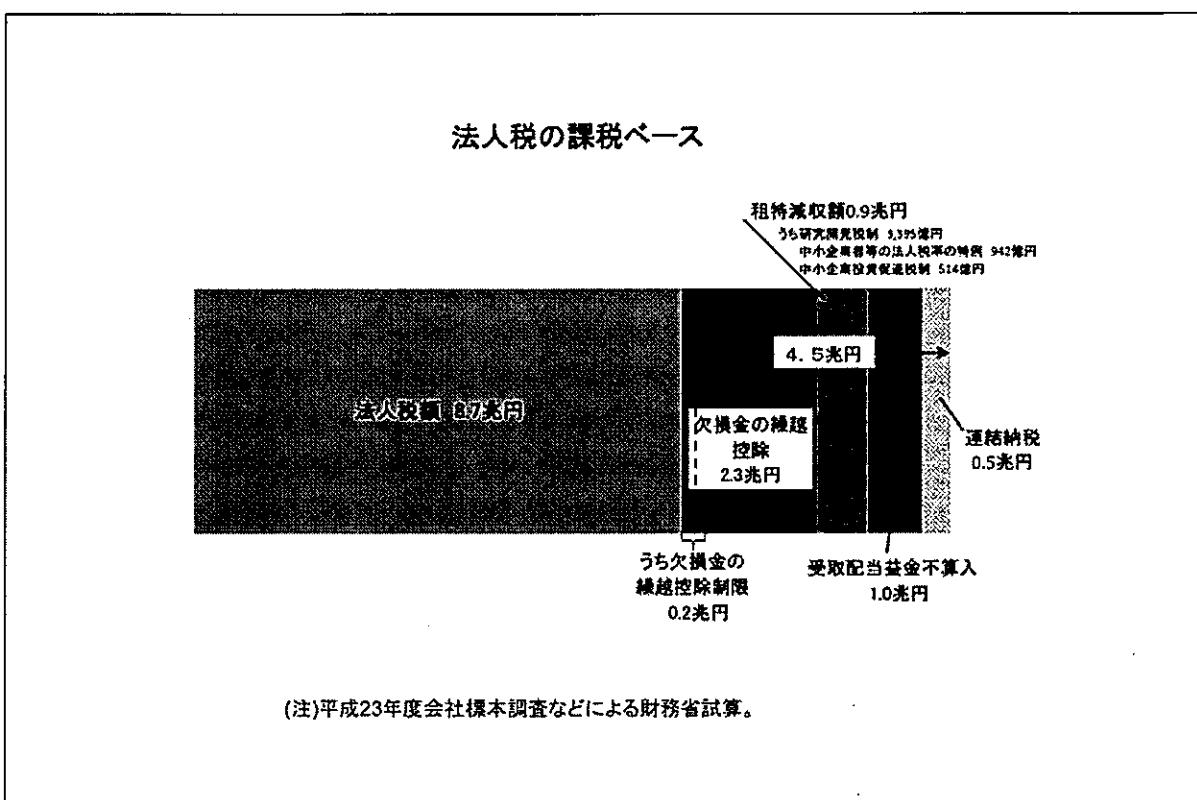
図表4は、財務省が作った試算です。平成23年度なので、数字は少し古いのですが、法人税の課税ベースが脱漏していることによる項目別減収額です。

一番大きいのは欠損金の繰越控除で、税収が

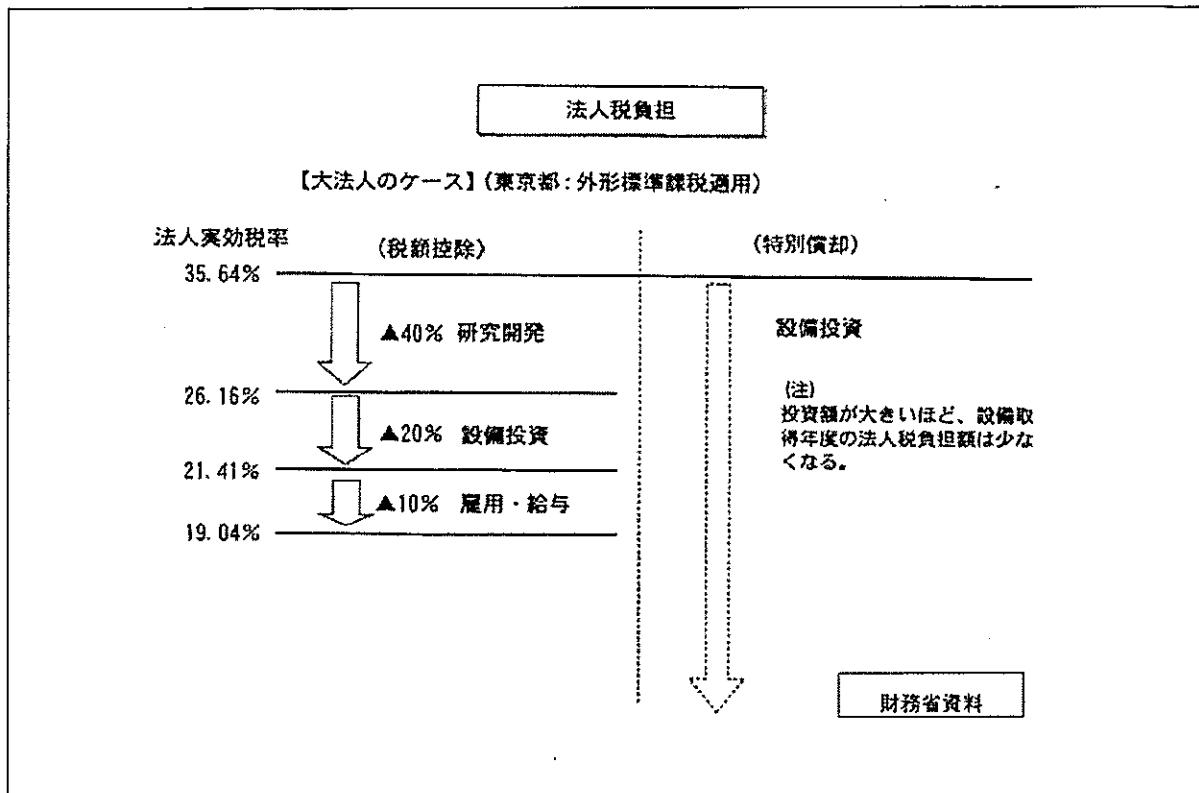
図表3



図表4



図表5



2.3兆円落ちています。この制度をやめれば、2.3兆円の法人税収が入ってくるので、仮に全部やめたら、法人税1%当たり5,000億円弱の税収として、法人税率が5%下がります。

しかしそもそも法人税の在り方からいうと、企業は経済のサイクルの中でゴーイングコンサーンとして活動しており、カレンダーが毎年が3月31日で終わるからといって、景気サイクルを無視した課税はできません。そこで、毎年の繰越額を縮小しつつ、繰越の年数を延ばすという議論が行われています。

次に大きいのは、受取配当の益金不算入の1兆円です。この制度はご承知のように、法人源泉の所得に対する二重課税、三重課税を避ける趣旨で設けられたものです。これを、保有割合の少ない株式の配当については、益金算入を縮少してもいいのではないかという議論が行われています。

もう1つは、租税特別措置です。これで9,000

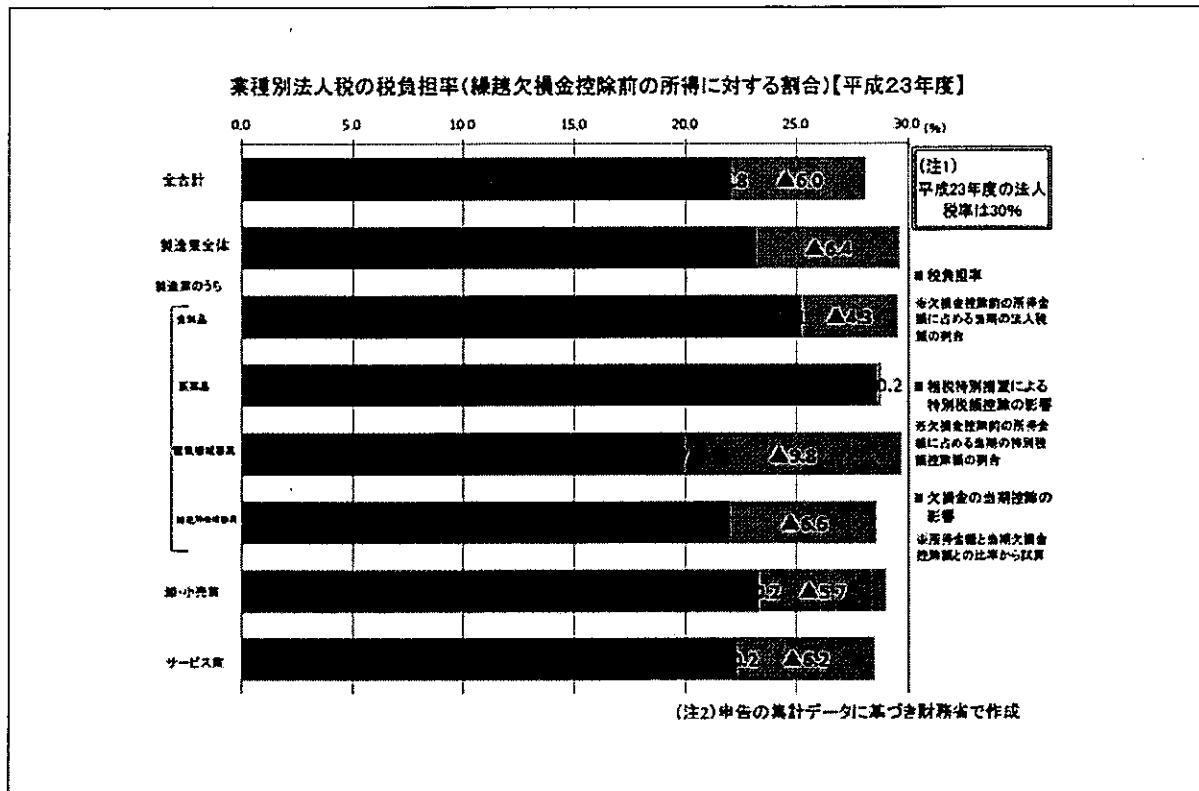
億円の減収が生じています。研究開発減税は去年のアベノミクス税制の中で積み増したものですが、法人税率引き下げのためには、根っこからゼロベースで見直すべきだ、という議論が行われています。

この表には、減価償却は入っていません。しかし、減価償却制度を変えれば大きな財源が出てくることも事実です。あとで触れます。

図表5は財務省が自民党税調に、去年の10月の勉強会で出した資料で、いろいろな租特があり、研究開発をすると税額控除で4割税負担が落ち、設備投資税額控除を使えば、また20%減税になる、雇用や給与を増やしても10%減税になるので、すべての措置を使えば、35.64%の税負担を19.04%まで落とせますよという資料です。

この表が示唆していることの意味合いは深いと思います。わが国企業には、全部使えば20%を切るまでの租税特別措置を用意したのに、さ

図表6



らに税率の引き下げが必要なのか、という問い合わせかもしれません。逆に言えば、本当に税率を引き下げる必要があるなら、これを整理してもらわなければいけないというようにも読みとれます。

5. 所得金額と繰越欠損金

図表6は、業種ごとの、繰越欠損金控除前の所得に対する法人税の負担割合です。赤が租税特別措置で緑色が、欠損金の繰越控除です。欠損金の繰越控除を使って税負担が一番下がっているのが、電気機械器具産業で、リーマンショック後の状況を表わしています。租特で研究開発や設備投資で一番恩恵を受けているのは、医薬品業界です。卸・小売業界は研究開発はほとんどしませんから減収額はきわめて少ない。業種ごとに使っている産業と、使っていない産業があるという議論で、各論に対する利害の相違

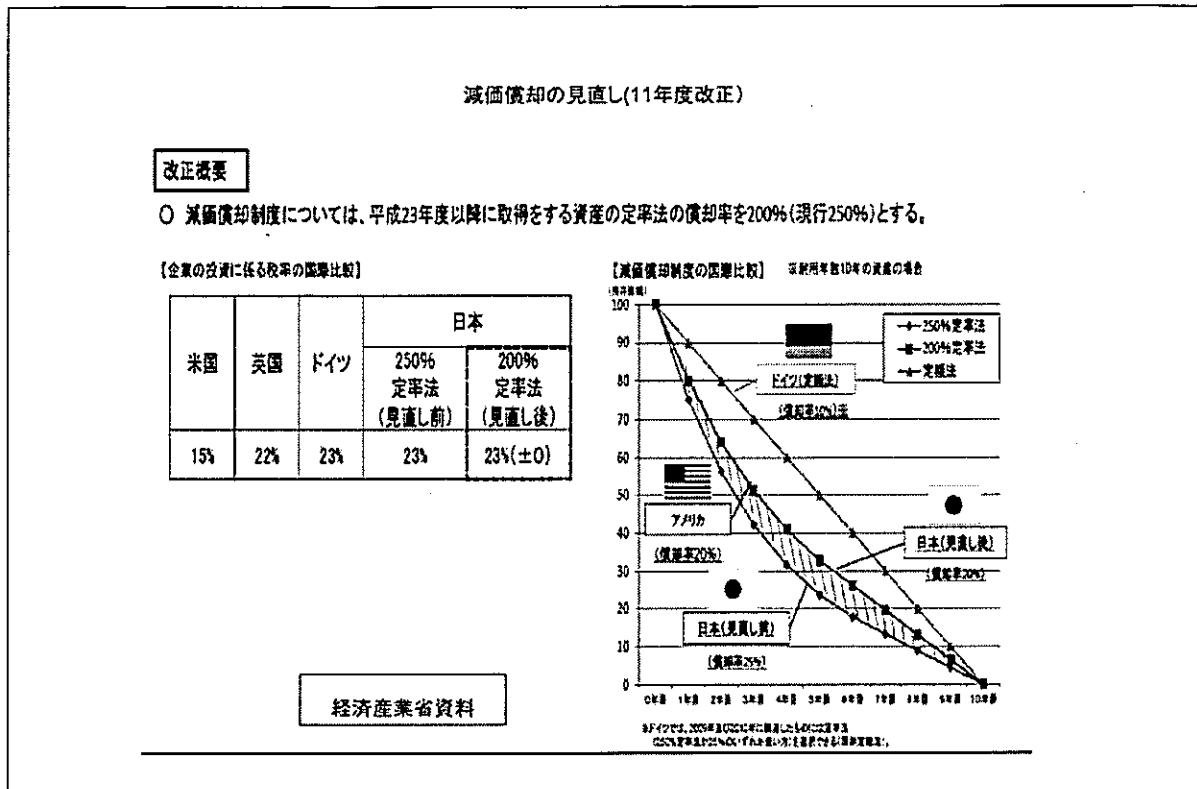
が見えてきます。

6. 減価償却の見直し

もう1つは、減価償却です。日本は今、200%の加速度償却になっています。250%だったのですが、菅政権の時法人税を下げる財源として200%に直しました。図表7で説明すると、現行の200%償却を、ドイツが変えたように定額法にすると、ちょうど三日月の面積部分が財源になるので、それを税率の引き下げに使えるという議論です。

この議論にはひとつ落とし穴があります。減価償却制度はどこまでいっても期間損益の話です。その財源を当てにして恒久的に税率を下げるというのは、実は税制当局としては釣り合わない議論です。償却期間10年の中では税収中立かもしれないけれど、11年目、12年目になると、税率の引き下げは永遠に続くので、今度はネッ

図表7



トの減税になるのです。

このことは、欠損金の繰越控除の縮減にも当てはまる問題です。繰り越し割合を減らすが繰り越せる年限を延ばすということなら、恒久財源は出てこないはずです。

つまり、これらは、企業から見れば、しめたという見直しです。財務省は、これで税率を下げるのフェアではない、将来の減収につながるという感覚を持っていると思います。もっとも、このような議論をしないと、法人税率が下がらないこともまた事実、現実です。

今後政府税調は、骨太の方針前にまとめをするわけですが、課税ベースをどこまで拡大するのか具体的な数値を出すことはしないのではないか、あくまで個々の税制についての論理を追求し、どこにどのような問題があるか、課税ベース拡大する場合のメニューを世の中に提示することにとどめるのではないか、と思います。それを踏まえて党税調が、総理の意向を踏まえ

つつ、具体的な税率引き下げを念頭に置きながら年末に決定する、このような手順になるでしょう。

7. 利益計上法人と欠損法人

次は、赤字法人の話です。麻生財務大臣が去年の記者会見で、法人税の引き下げについて問われたときに、日本の法人は7割以上が赤字だから、法人税を下げても意味がないという発言をしています。財務大臣の発言ですから非常に重たい。しかし私は、赤字法人の話は法人税引き下げ論とは別ではないかと考えています。

今の日本の法人税の負担の状況を見ると、資本金1億円超の非常に生きのいい、元気な企業の方が6割ぐらいの税収を負担しています。きわめて少ない企業が、多くの法人税の負担をしているわけです。

一方で、規模の小さいほど赤字法人は多くな

り、その大部分は、タックスプランニングにより税務上赤字にしている同族法人です。つまりこの問題の本質は、中小同族法人の法人成りの問題です。外人投資家相手に日本の税制改革の話をすると、何で日本は赤字法人が7割、8割と多いのかと必ず聞きます。5年以上赤字法人にしている企業がその8割ぐらい、つまり全体の半分ぐらいあります。5年も赤字でどうして存続しているかという疑問がわいてくるわけです。これは制度がおかしいのではないかということになるわけです。

財務省が今から10年近く前に、法人税法を直して、1人オーナー課税を導入しました。しかしこの制度は、民主党政権によって論理なく削除されました。法人成りの問題は、経費の二重控除と所得の家族分散です。後者は税務執行の問題ですが、前者は、給与所得控除の問題で、所得税法で手当すべき問題です。法人税減税とは別の、法人税改革として日本の税制の暗部に手を入れてほしいところです。

公益法人課税も逃げずに議論すべきです。社会福祉法人は利益をため込んでいます。一方で、介護事業などは民間と競合しています。一方は税制が優遇されて、一方は法人税を払っているというのでは、公平性が保てません。法人税改革ということで宗教法人も議論すべきです。

8. 地方法人税—地方事業税と法人住民税（法人2税）の課題

問題は地方法人税です。この改革については長い経緯があり、それを踏まえて議論する必要があります。地方には法人所得課税として、法人事業税と法人住民税があります。これは地方の貴重な財源となると同時に、税収が振れ格差の原因となり、地方も困っています。安定財源ととり替えてほしいというのが本音です。この観点から、事業税の外形標準化が行われ、地方法人特別税が導入され、今回また、法人住民税の一部を使って「地方法人税」という名前の国

税にして、これを全額交付税財源にして地方に配る改革が行われました。この改革の本質は、地方法人税の国税化です。

図表8に見るよう、わが国地方税収に占める法人所得課税の比率は先進諸国で最も多いのが現状です。わが国の地方政府は、法人所得課税への依存度が極めて高い。これは地方政府の限定的財政責任という観点からもおかしいということは昨年の講演で述べましたが、大きな流れとして法人所得課税は国税化していくことが必要でしょう。このようなことも踏まえて、法人税の改革を議論しなくてはいけないです。

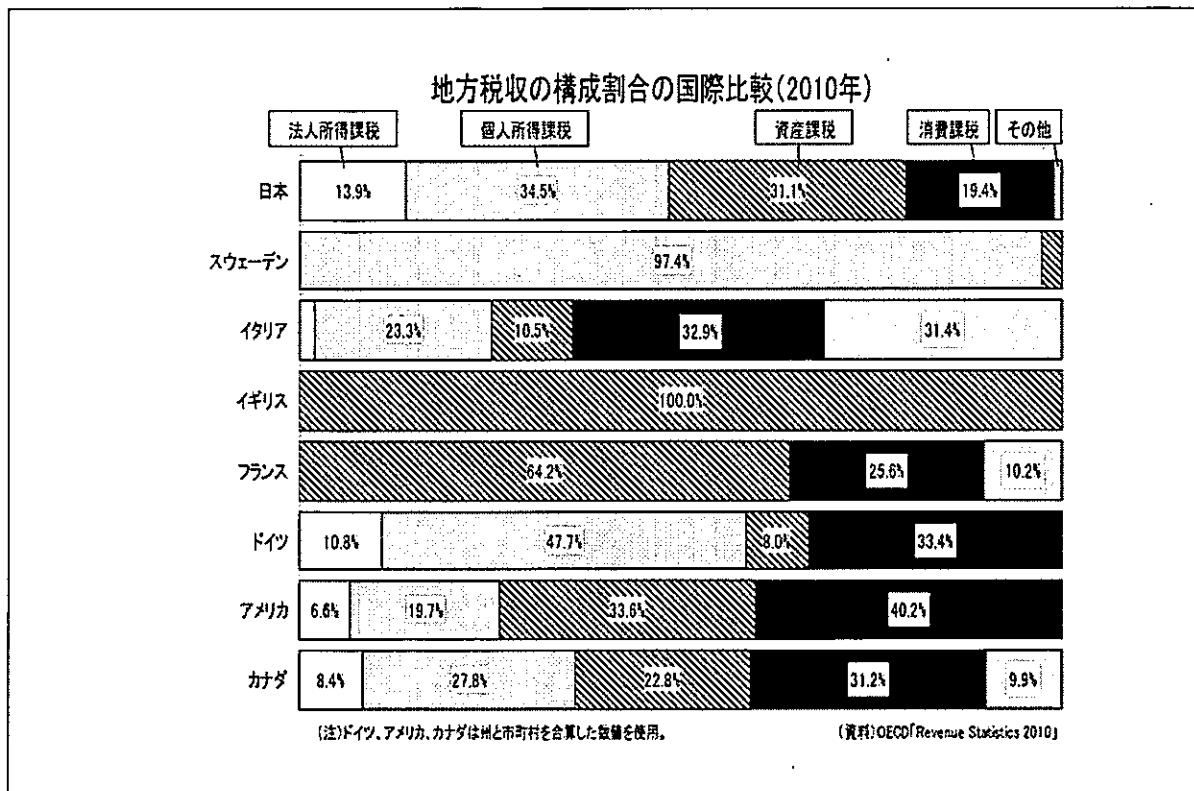
9. 外形標準課税の議論

政府税調でこれから出てくるのは外形標準課税拡充論です。

外形標準課税の拡充という考え方に対してどう考えるべきでしょうか。総務省は、これにより税収は変えないで法人所得課税の税率、つまり35.64%を引き下げるができるので、何としてもこれをやりたいわけです。一方経済界は、これは人件費課税だ、雇用の非正規化がすすむ、転嫁できない税で固定費になる、所得部分の負担は減るが付加価値部分の税は増えるので何ら負担軽減にはならないと大反対です。とりわけ外形課税を1億円以下に広げていくことには、中小企業が体を張って反対するでしょう。

私はこう思います。基本的な考え方として、外形標準課税は、消費税であればできるはずの国境調整ができない、所得税であればできるはずの外国税額控除も適用されないという中途半端で欠陥をもつ税制なので、本来の付加価値税である地方消費税と入れ替えることが必要、というスタンスです。それを徹底的に議論しコンセンサスを得て、きちんとコミットすることを条件とした上で、それまでの間の暫定的な措置としてであれば、外形標準課税をより付加価値基準に近づけ、後述するように（地方）消費税との入れ替えが容易になるような方向で考える

図表8



ことにはやむを得ない、という考え方です。

重要なことは、地方の法人税改革を、法人税の中だけで収束させないことです。前回はこの点を中心に、固定資産税やさらには法人住民税の拡充なども踏み込んで地方法人税の引き下げを行うべきだと述べましたが、今もその考え方方は変わっていません。議論のフィールドを広げること、これができるか今後の政府税制調査会の動向が注目されます。

10. 法人税パラドックス

大きな議論になったのが、法人税パラドックスです。私は5年前にこのことを初めて紹介しました。租研でも、2010年3月の講演（租税研究2010年10月号）でこの話をしております。私がこれを取り上げた趣旨は、パラドックスが起きるためには、課税ベースの拡大とアントレ

ナーシップが起こるような政策がパッケージだ、ということでした。しかし今では、ラッファーカープのように、減税すれば成長する、財源が入る、というように悪用する高名な大学教授まで現れました。

法人税パラドックスは、ヨーロッパの諸国で生じた事実の実証研究です。EU15カ国で、各国共表面税率を大幅に引き下げてきた。グローバルな法人税引き下げ競争（Tax Competition）の結果です。スタートは、確かに冷戦が終わって東欧がなくなったときに、ポーランドが税率を大幅に下げてドイツからの企業を呼び込もうとしたことです。それからハンガリー、チエコ、と広がりドイツは税率を引き下げるを得なくなり、今度はまた旧東欧諸国が税率を引き下げた……という現実があります。

それにも拘わらず、GDP比に占める法人税収の割合を見ると、むしろ増えています。これはパラドックスではないかということで、ヨー

図表9

歐州諸国で法人税パラドックスはなぜ生じたか			
$\frac{\text{法人税収}}{GDP} = \frac{\text{法人税収}}{\text{法人企業の総営業利益}} * \frac{\text{法人企業の総営業利益}}{\text{経済全体の総営業利益}} * \frac{\text{経済全体の総営業利益}}{GDP}$			
第一項は、法人の租税負担（実行税率、ETR）で、多くの国で安定的な傾向を示している。課税ベースの拡大を行ったことを示している。			
第二項は、全体の付加価値における法人部門の割合（share corporate sector）で、個人から法人へのシフトが進んだことを示している。			
第三項は、GDPに占める企業所得の割合(profitability)で2000年代に増加している。これは、アントレナーシップの発揮が見られたことである。			
（“Corporate Tax Policy, Entrepreneurship and Incorporation in the EU” Ruud A. de Mooij & Gaëtan Nicodème）			
法人税のパラドックスが生じるためには、1) 課税ベースの拡大と2) 新規起業がおきるような規制緩和・成長戦略が大前提			

ロッパではいろいろな研究論文があります。

図表9はRuud A. de MooijとGaetan NicodèmeのCorporate Tax Policy, Entrepreneurship and Incorporation in the EUという論文を要約し、私の意見を付け加えたものです。彼は、3つの項目に分けて議論しています。第1項は、法人の利益に対する法人税収です。これがEffective Tax Rate (ETR)、法人の総利益に対する税負担で、実効税率です。これが落ちていないということは、各国とも税率の引き下げに合わせて課税ベースを拡大してきたということです。課税ベースというのは、立方体をイメージしていただければ、底面積です。税率が高さ、掛け合わせた体積が税収です。底面積を広げて高さを低くするのが課税ベースを拡大し税率を引き下げるということで、税収（体積）は変えないわけです。

次に付加価値の中に占める法人の付加価値の割合（share corporate sector）が増えていま

す。これは、法人成り、個人事業主が法人にシフトしたからです。

最後は、GDPに占める営業利益の割合です。個人事業も法人も入っています。経済全体で、付加価値の中に占める営業利益が増えていますが、その理由は、税率が下がったので、自分も事業活動をして稼ごうという、アントレプレナーシップが発揮されたということです。

この論文は、「Entrepreneurship and Incorporation」というタイトルにもあるように、各國のアントレプレナーシップの状況と法人税率の関係を見た論文です。

Mooijの分析では、前述の3つがそれぞれ作用してパラドックスが生じた。表面税率が下がったけれど税収は増えた、ということです。各國ごとに3つの要素の寄与度は違います。例えばドイツでは課税ベースの拡大が最も寄与したとか、国ごとに分析しています。

これを見て、減税すればGDPの法人税収が

増えると、ラッファーカーブ的に言う人もいますし、他方でパラドックスの起きた最大原因は個人から法人へのシフト（第2項）なので、日本ではもう起きない、という人もいます。日本企業は240万社ありますが、大部分が同族会社で、これ以上の法人成りは生じないというわけです。

それぞれ自己流に解釈して使われているのが現状ですが、政府税制調査会のDGで一橋大学の佐藤主光先生が、わが国の変数も入れて計算し報告しています。優れた分析なのでぜひご覧になってください。

私は少しポジティブに言っています。法人税パラドックスは、実際ヨーロッパで起きたわけです。グローバルな競争の中で各国とも表面税率を下げるを得なかつたけれど、結果として税収が増えた。これは事実です。法人税パラドックスが生じるためには、課税ベースをしっかりと拡大して税収が落ち込むのを避けつつ、第3項の新規企業のアントレプレナーシップが起きるような規制緩和と成長戦略を併せてやる必要がある。このようなパッケージの改革が必要だ、と言っています。

11. 法人税改革に向けて（案）

私の提言を言います。

2段階、2回に分けて法人税率を10%引き下げるべきだと考えます。第1段階は、来年度税制改正で対応すべきで、財源は課税ベースの拡大です。減価償却の見直し、繰越欠損金控除の見直し、受取配当益金不算入の一部見直し、租税特別措置の大膽な見直し、固定資産税の特例の廃止、法人住民税均等割の強化などで、財源を2兆5,000億円出す。そんなに無理な数字ではないと思います。

大幅なネットの減税になると、外国の砥石化からアベノミクスは何だ、法人税改革第3の矢と言っているのに第2の矢ではないかということになって、今後は金利リスクに火が付きます。異次元緩和のインフレターゲットで2%の物価

上昇を目指していますが、達成の際には長期金利が3%，4%になります。國債の利払い負担が増え、財政はもっと悪化します。そうなれば、プライマリーバランスではなく財政バランス自体が悪化します。ネット減税は可能な限り避けるのが第1段階です。

第2段階は、財源として消費税を使うしかないと思います。外形標準課税を含む法人事業税全体地方消費税と置き換えます。もともと法人事業税は付加価値税です。シャウプのときは、加算型付加価値税だったのですから、まつとうな方法です。1%引き上げると2兆5,000億円ですから、法人税率を5%引き下げることができます。一方消費税率は2015年10月に10%への引き上げが決まっていますから、タイミング的にはその後の話にならざるを得ません。そうすると、2017年以降です。しかし今回、この道筋を示すことが重要です。

繰り返しますが、外形標準課税は、非常に問題が多い税です。企業の競争力や雇用に大きなダメージをもたらしています。輸出したときに国境調整ができ、消費者に価格転嫁のできる消費税に戻すことが必要です。このような大きな議論をしていくことが日本経済の再興につながっていきます。

いずれにしても法人税改革の議論は、6月の骨太前にはまとまりません。そうすると年末になって、党税調でバナナのたたき売りみたいな議論になっていく。これも避けたいところです。政府税調で基礎小委を立ち上げますが、そこで大きな議論をして、今後の議論の道筋を示すことが必要だと思います。

もう1つ重要なのは、年末にかけて決定になる消費税10%へのコミットメントです。法人税減税とセットで決まっていくでしょうが、その内容は今の段階では分かりません。金融緩和も関連してくるでしょう。

図表10

成長戦略に資する税制改革	
－日本版IRA(非課税年金貯蓄制度)の導入により 1600兆円の個人金融資産の活用を ・金融庁有識者会議で検討中 ・これまでの具体的提言は、 http://www.japantax.jp/ で	
－合同会社へパスルー税制の導入(日本版LLC)に よりリベンチャーなどがリスクテイクをとりやすくする。 ・「合同会社(LLC)とパスルー税制」(金融財政事 情研究会)	

12. BEPS 税源浸食と利益移転

最後に BEPS の話を少しします。先ほどグループのスキームを説明しましたが、アメリカの企業は巧妙なタックスプランニングによって企業の税負担を避けています。アメリカ以外の世界市場で特許などを使用して稼ぐ権利を子会社に譲渡し、アイルランド法制の管理支配主義をうまく活用し、オランダの租税条約を使って源泉税を回避する、さらにはチェック・ザ・ボックスルールを使い、米国のCFC税制を逃れます。

私が注目しているのは、このような租税回避スキームは、米国議会でも何度も問題視されながら今日まで存続している、彼らも米国では、国内源泉所得分についてきちんと税金を払っているのです。つまり、これは米国の知財戦略の一環と見ることができるのでないかというこ

とです。しかしこのような米国多国籍企業のやり方、行き過ぎた租税回避はおかしいというのが、OECDのBEPSの議論の本質です。

いずれにしても、米国のEffective Tax Rateが大層低いのはプランニングが理由ですので、OECDできちんと議論してほしい。BEPSの議論は、日本の企業にとってもフェアな競争条件という観点から非常に重要な話です。

13. 成長戦略に資する税制改革

先ほど成長戦略がセットでなければ、法人税パラドックスは起きないと言いました。税の世界でどんな成長促進的な政策があるか、私が提言しているのは以下の2つです。

ひとつは、日本版IRAです(図表10)。誰もが加入できる税制優遇の貯蓄制度の構築です。日本には401k個人型、企業型の年金が米国IRAを模して導入されました。企業型は少し

ずつ増えていますが、個人型は数万人しか入っていません。なぜ増えないか、一言で言えば、入り口・出口が非課税（EEE型）、税制優遇が過ぎるので商品設計が絞られ普及しない。個人型401kは公務員、専業主婦、非正規は入れない、非常に小さなもので、上限も厳しいです。

そこで、税制優遇を落として、税引き後で積み立てて、後はすべて非課税というTEE型の制度を作ってはどうか、と提言し、金融庁の有識者会議で議論が始まっています。年金となると厚生労働省との関係が出てくるので、金融庁のスキームとして、例えばNISAを拡充することにより導入すればよいと考えています。

もう一つは、合同会社へのパススルー税制の導入です。リスクテイクを取れるような税制を、つくっていかなくてはいけません。レーガノミクスの第2期のときに、私はアメリカのロサンゼルスで勤務していましたが、知恵を持っていいるけど金持っていない学生と、金は持っているけど知恵のない投資家と一緒にジョイントし

て、リスクテイクをしながら事業をおこなっていくためのフォーマットとして、LLCが活用されていました。お金を出す方は、スタート時に損失が生じても、その損失を自分の他の利益と合算することができます。利益の配分は、お金を出した比率ではなくて、知恵を評価しつつ取り分を決める、出資額は99対1だけれど利益の分配は50対50というように自由に取り決めることができます。利益の配分は、お金を出した比率ではなくて、知恵を評価しつつ取り分を決める、出資額は99対1だけれど利益の分配は50対50というように自由に取り決めることができます。損失を取れることがリスクテイクには絶対必要です。このようなことを考えています。

最後に、レーガンは2期目に課税ベースを広げ法人税率を12%下げました。その結果、東海岸にあった重厚長大産業が相対的に沈み、その代わり西海岸でベンチャーが起きシリコンバレーができて、今日のアメリカの再興があるわけです。そのような新陳代謝が起きるような法人税改革をやらないと、日本の将来はないと思います。

どうもありがとうございました。